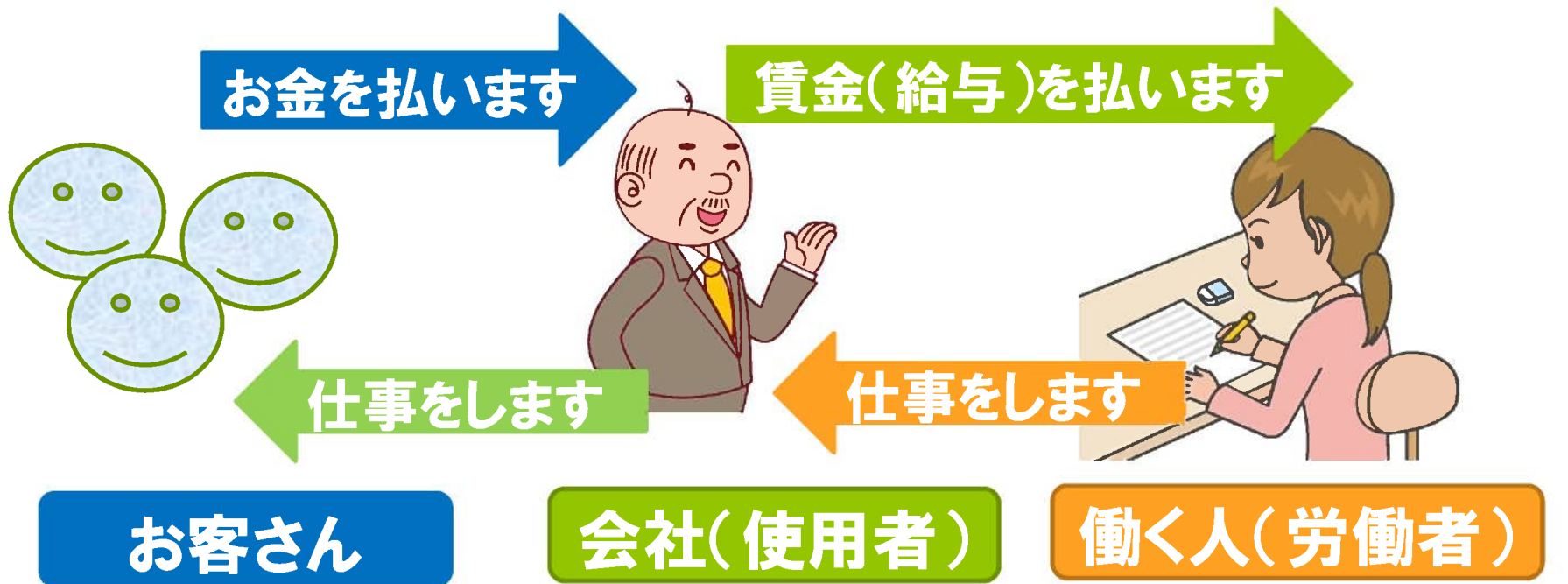




働くときの基礎知識

東京弁護士会 労働法制特別委員会

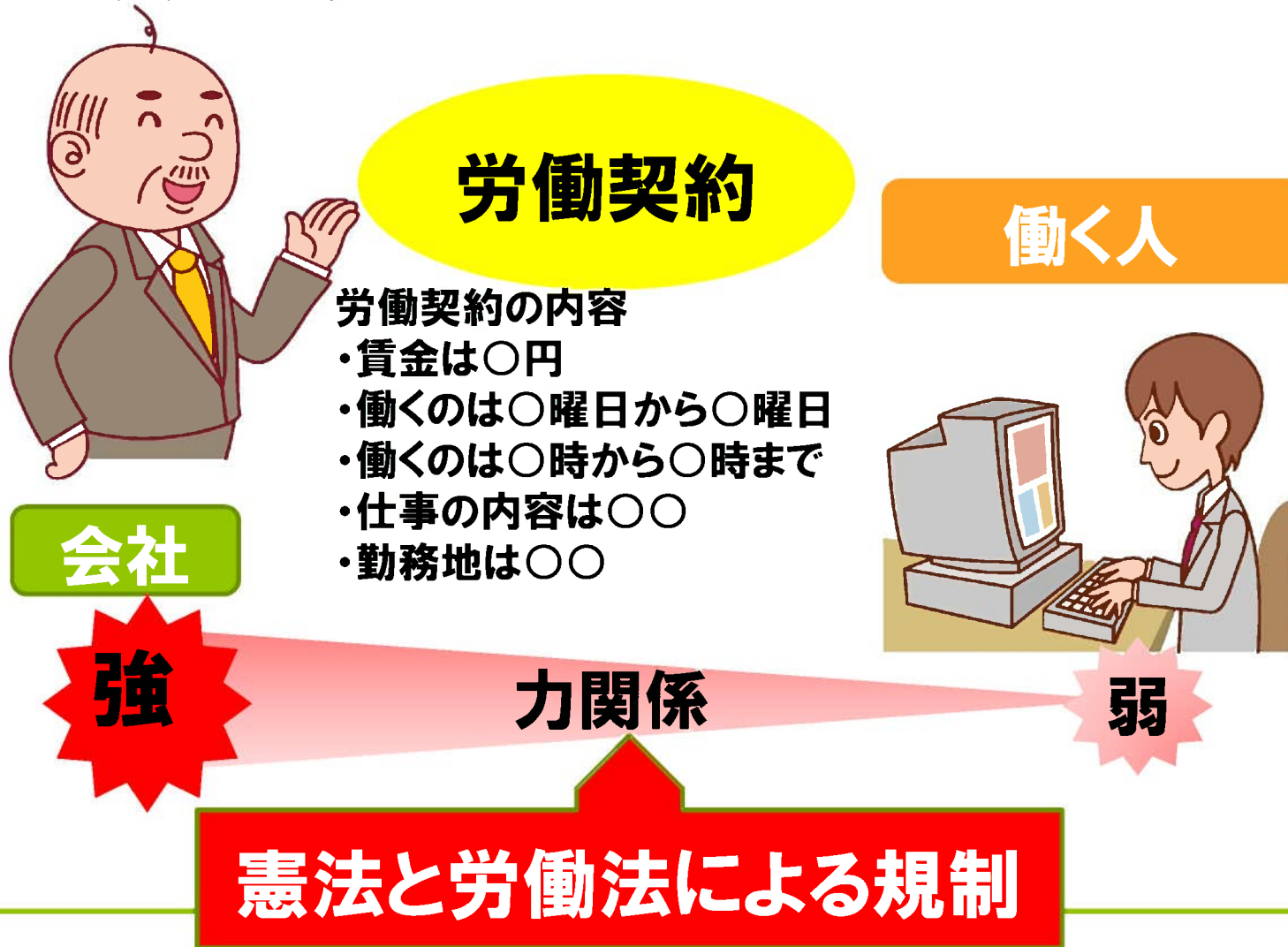
「働く」って、どういうこと？



働くと・・・

- 賃金がもらえる。
- お客さんに喜んでもらえる。
- 技術や経験が身に付く。
- 仕事を通して、仲間ができる。

人と人がどんな契約を結ぶかは、原則自由だけど、
労働契約の場合は…



労働法の例

- ・労働基準法
- ・最低賃金法
- ・労働契約法
- ・パートタイム労働法
- ・労働組合法 etc.

法律の知識がないと悪い会社に騙されて、
損をしてしまうことがあります。
最低限必要な知識を勉強して、損をしない
ようにしましょう！



～アルバイトでの問題～

Case1 さあ、バイトを始めよう！

私は新人バイト。
採用の際、店長から時給は1000円だと口頭で
言われたのですが、1ヶ月間働いて、貰った給与
明細を見たら、850円になっていました。





 **何が問題なののでしょうか。**

問題点は2つ



**東京都内で働く場合、最低賃金は、
時給907円です！
(平成27年10月1日以降)**

- ※最低賃金は、毎年変動します。
- ※都道府県によって金額が異なります。

**※ちゃんと金額を確認しましょう。
(支給額を働いた時間で割ってみる)**





**会社は、働く人を採用する時、労働条件を明示しなければなりません。
口頭だけではなく、書面で示す義務があります。**

※ちゃんと契約書か労働条件明示書を貰いましょう



雇 用 契 約 書

労働者	ふりがな 氏 名		生年月日	明 治 大 昭	年	月	日生
	現住所	TEL					
下記労働条件で契約します							
雇用期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで						
就業の場所							
仕事の内容							
就業の時間	午後 時 分から 午後 時 分まで						
休憩の時間							
休 日	見本						
賃 金							
手 当							
賃金の支払い							
昇 給							
そ の 他							
この契約の証として本書2通を作り当事者が記名捺印して各1通を保有する							
平成 年 月 日							
雇 用 者						⑩	
勞 働 者						⑪	

Case2 とある日のバイト中の出来事

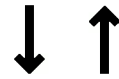
バイト先のレストランで皿を洗っていたら、洗剤で手がすべって皿1枚(1000円)を割ってしまいました。店長から、バイト代から1000円をマイナスしますと言われました。

確かに、ミスをしたのは私だから、マイナスされるのは仕方ないのでしょうか。





人にミスは付き物



会社は働く人の労働によって利益を得ている。



**気を付けていたのに、お皿が割れた場合、
お皿の弁償をする必要はありません。**





アルバイトが会社に損害を与えても、損害額を会社に支払わなければならない場合はない？





会社で働く人は、会社に対して、一定の義務を負っています。

例えば・・・

- ・まじめに仕事をする義務
- ・会社の信用を傷つけない義務
- ・会社の財産を損なわないようにする義務など

これらの義務を、**わざと**守らなかった場合は、

- ・始末書を書いたり(会社のルールによります)
- ・損害額を支払ったり

しなければならないことがあります。

例えば・・・

バイト先の飲食店で、ふざけて店の冷蔵庫に入って撮った写真をツイッターに投稿したら、ネットで「不潔だ」と大騒ぎになり、冷蔵庫内の商品(100万円相当)は全て廃棄されました。

※実際には、労働者が損害賠償義務を負う場合も、賠償額はかなり限定的です。



他のケースについて考えてみよう！

・営業に行くとき、会社の車を運転していたら会社から電話がかかってきました。つい電話に出てしまい、話に気をとられて、車をぶつけてしまい、車の修理費として10万円を請求されました。

・バイト先のコンビニで残業が続き、深夜、ついウトウトして20万円の商品を盗まれてしまいました。会社から商品を盗まれたのはお前のせいだとして10万円を請求されました。



**また、給料は全額支払われることが原則です。
(労働基準法24条)**



**給料から損害額を天引きすることは
できません！**

**※労働者が同意すれば、天引きできますが、
強制された同意はダメ！**



Case3 バイトを辞めよう～

学業との両立が大変になってきたので、バイトを辞めたいと思って、店長に「今月で辞めさせてください。」と言ったら、「次の人が決まるまではダメだよ。」と言われました。

店長の言うとおりに、次の人が決まるまで仕事を辞めることができないのでしょうか。





原則として、仕事(会社)は、いつでも辞められます。

働く期間を定めていない場合には、いつでも辞めると伝えてよく、この場合にはそれを伝えてから2週間後に、労働契約は終了します(民法627条1項)。

次のバイトの人が決まるまで、辞めるのを待つ義務はありません。

今まで書いてきたことに違反するバイト先のことを俗に「ブラックバイト」と言います。

他に…

- 休日が取れない
- 残業代が支払われない
- 休憩時間がない
- 学業との両立が出来ない
- 無理なシフト変更を余儀なくされた等



～若者の非正規雇用の問題～

☆ 正規雇用とは

定年までは雇用されることが原則。つまり、期間の定めがない雇用(無期雇用)である。

☆ 非正規雇用とは

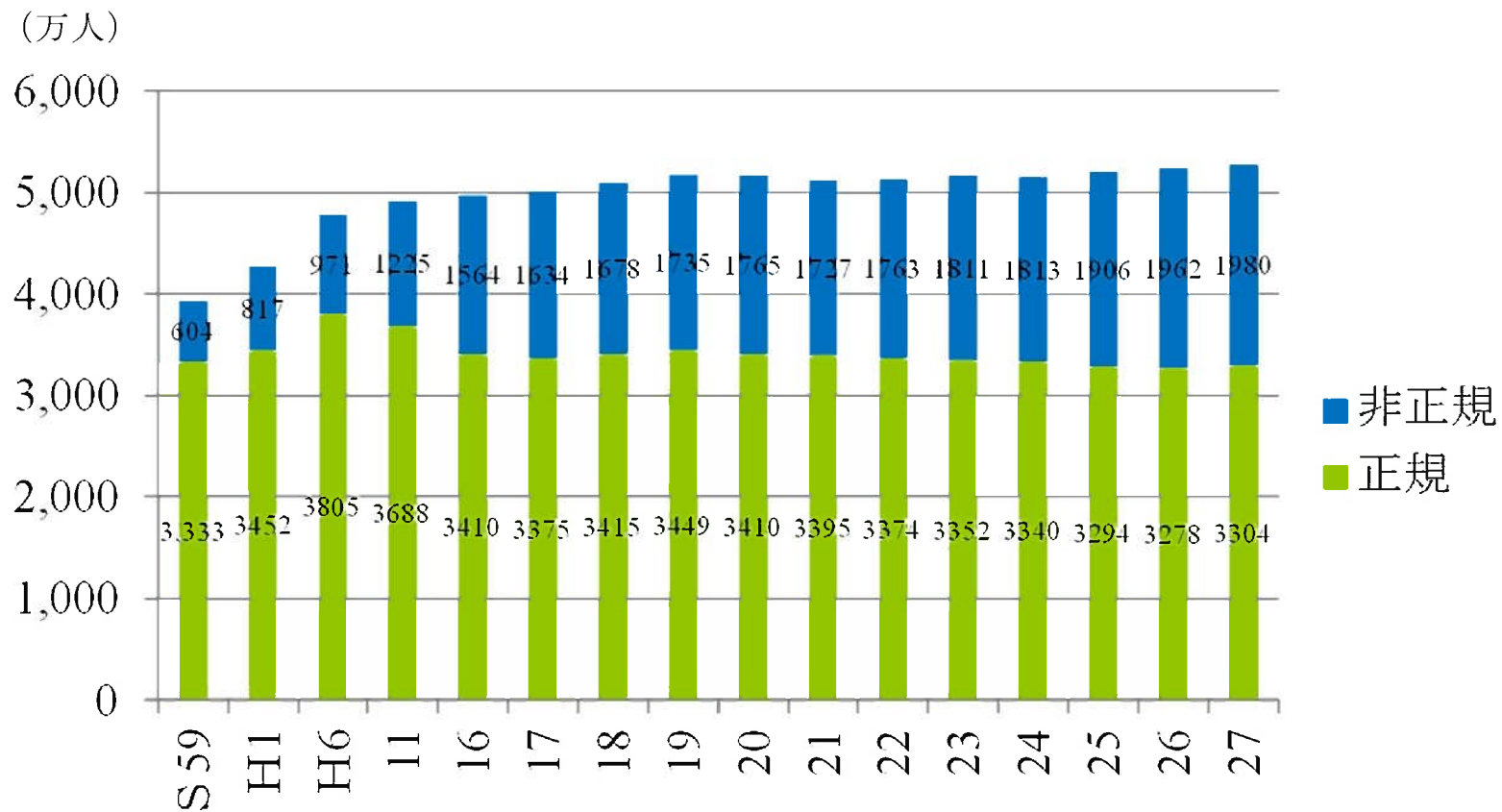
パート・アルバイト・派遣社員・契約社員等
期間雇用労働者(期間の定めのある労働契約によって使
用される労働者)(有期雇用)

～非正規雇用の問題点～

- ◎ 契約社員は、3か月とか1年とか3年という期間を区切った雇用であり、更新は保証されていない。
- ◎ 契約期間が満了すると原則として当然に終了
(そのまま仕事を続けていたら今までと同一条件で更新になる)
- ◎ 賃金が安い

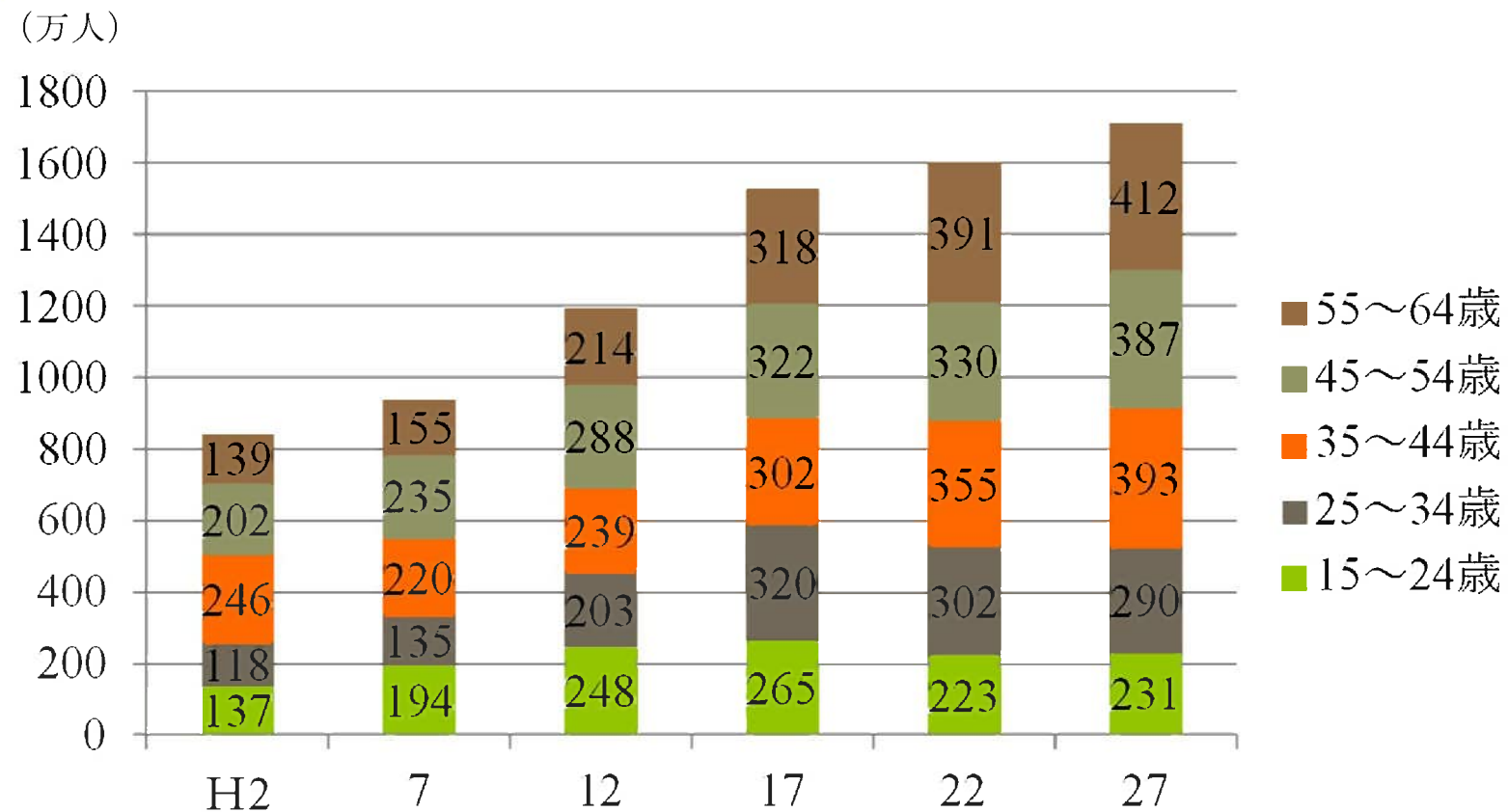


- ・ 期間限定で働くことができる
- ・ 正規職員に比べて仕事の負担が少ない場合がある(夜勤、残業など)
- ・ 雇用期間中は、容易には解雇されない



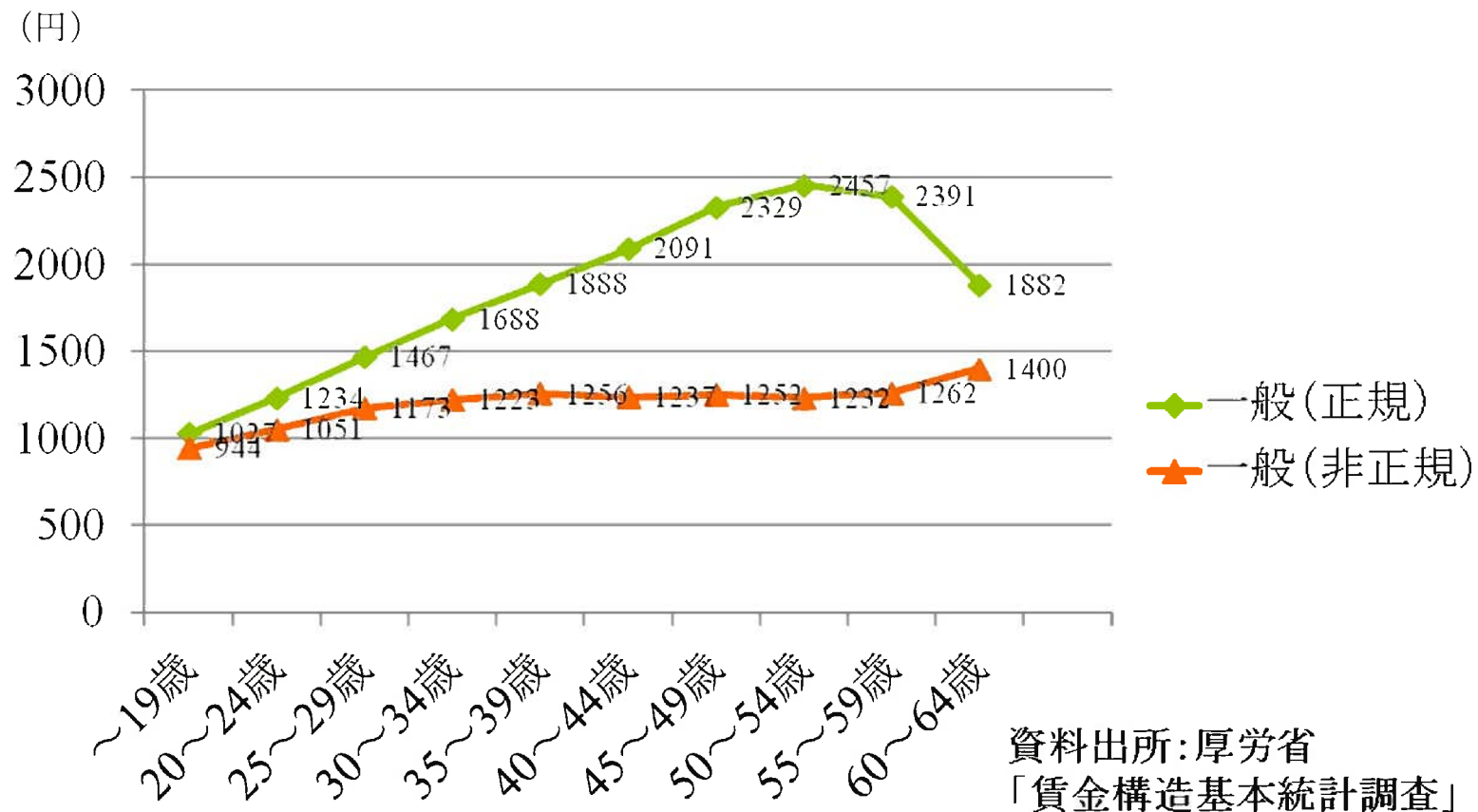
資料出所:総務省「労働力調査」

正規雇用労働者と 非正規雇用労働者の傾向



資料出所:総務省「労働力調査」

非正規雇用労働者の推移 (年齢別)



正規雇用と非正規雇用の賃金 (時給換算)

動画配信はじめました

若者必見!

知らないで損する労働法

バイト先のトラブル! その時どうする?



こんなはずじゃなかった

Ⅰ 労働契約編



残業代が出ない?

Ⅱ 残業・割増賃金編



辞めさせてくれない

Ⅲ 退職できない編



こんな時には、
今すぐ検索



労働相談情報センター 動画

検索

<http://manabu.metro.tokyo.jp/douga/>



東京都労働相談情報センター

☎ 03-5211-2209



少しでも困ったら、相談窓口へ！

相談料は無料、秘密は守ってくれます。

【電話相談】

東京都ろうどう110番

0570-00-6110

【面談相談】 ★事前に予約を取りましょう。

東京都労働相談情報センター

池袋 03-5954-6110

飯田橋 03-3265-6110